

Smile Series
スマイルシリーズ



朝日生命

© 2001, 2019 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. G594227

がんと6大疾病にそなえる保険

—がんに対する保障がさらに充実!—

スマイルセブン

無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S

Super



2019年4月作成

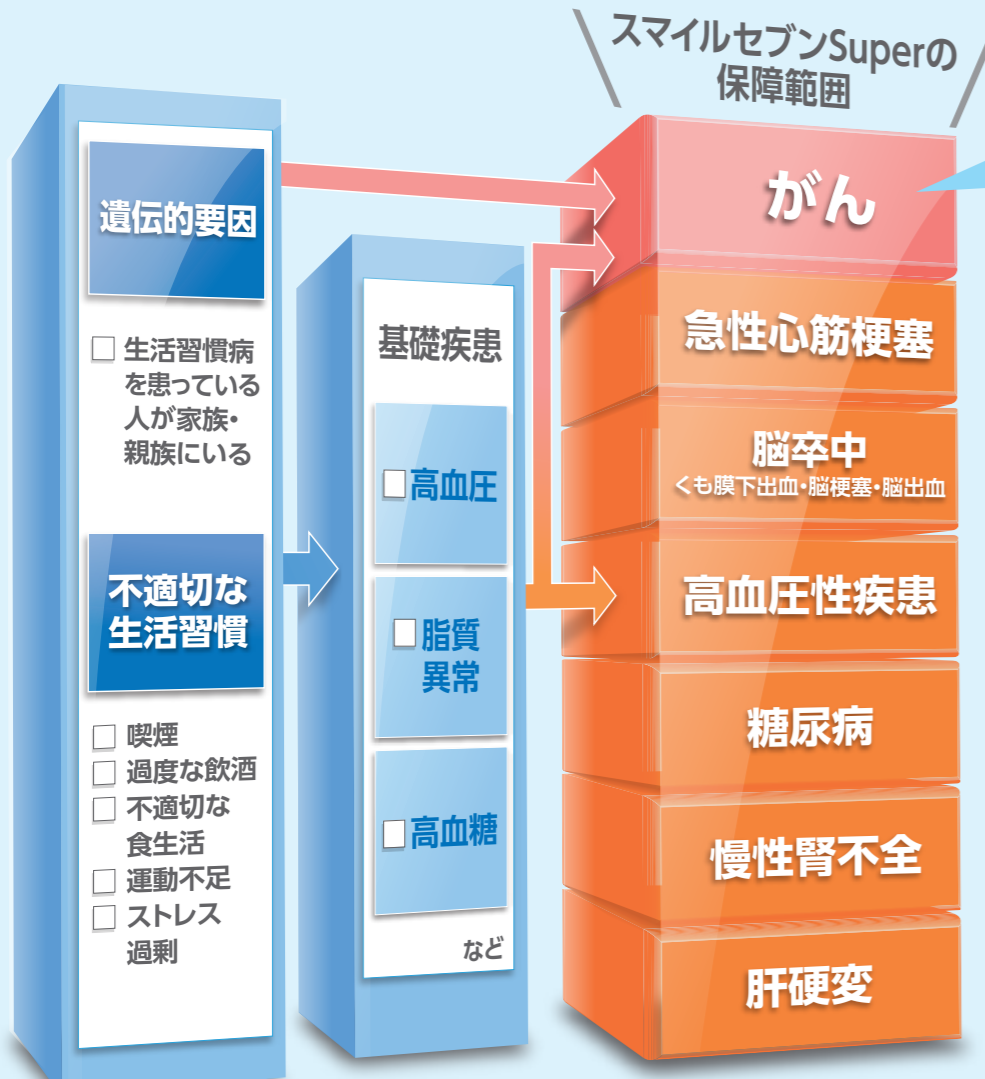
募集代理店



朝日生命は
日本乳がんピンクリボン運動
を応援しています。

なら **がん・6大疾病** に対する充実の保障をご準備いただけます。

「**高血圧**」「**脂質異常症**」「**高血糖**」などの生活習慣に起因する疾患はやがて「**がん**」や「**6大疾病**」を引き起こすリスクがあります。これらの疾病すべてに対し備えて欲しい—そんな想いから「スマイルセブン Super」は誕生しました。



「がん」については、再発・転移のリスクがあります。また治療の長期化、がん罹患後の収入減少にも備えておくことが望めます。

がんの種類	再発率	治療の平均期間
肝がん (術後3年以内)	50%	乳がん 39.9か月
胃がん (II期術後3年以内)	16%	胃がん 31.3か月
肺がん (IIA期術後3年以内)	12%	白血病 31.0か月
乳がん (術後10年以内)	23%	全がん平均 28.1か月

がん(悪性新生物)の入院・通院受療率 (人口10万対)

平成17年 平成20年 平成23年 平成26年

※ここでの通院とは、外来(治療または検査)受療率をさします。 *厚生労働省「患者調査」(平成26年)

がん罹患後の収入の変化

減少後の収入受療率

- 減った 33%
- 変わらないその他 67%

減少後の収入	受療率
5割以下	33%
5~7割	29%
7~8割	24%
8割~	14%

*厚生労働省「第2回治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」(平成24年3月開催)より朝日生命で試算

気になるデータ

心疾患(心不全を除く)における死因別死亡数

急性心筋梗塞が心疾患における死因の上位となっています。

死因	死亡数
急性心筋梗塞	34,950
その他の虚血性心疾患	34,907
不整脈および伝導障害	30,148
慢性非リウマチ性心内膜炎	11,889
その他の心疾患	5,806
心筋症	4,024
慢性リウマチ性心疾患	2,296

*厚生労働省「人口動態調査」(平成29年)より朝日生命で試算

脳卒中(くも膜下出血・脳梗塞・脳内出血)による平均入院日数

脳卒中は、入院日数が長期化することがあります。

脳卒中の種類	平均入院日数
脳内出血	127.4日
くも膜下出血	119.6日
脳梗塞	90.6日
平均入院日数	31.9日

*平均入院日数は、調査対象期間中に病院、一般診療所を退院した患者の在院日数の平均 *厚生労働省「患者調査」(平成26年)

糖尿病が疑われる人の状況

(「糖尿病が強く疑われる人」および「糖尿病の可能性を否定できない人」)

年齢層	糖尿病の可能性を否定できない人	糖尿病が強く疑われる人
全年齢	29.8%	3.3%
20歳代	5.6%	11.0%
30歳代	11.0%	26.4%
40歳代	26.4%	35.0%
50歳代	35.0%	43.7%
60歳代	43.7%	-
70歳以上	-	-

*厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成29年)

がんと6大疾病の患者数

がん (悪性新生物・上皮内新生物)	6大疾病					
	急性心筋梗塞	脳卒中	高血圧性疾患	糖尿病	慢性腎不全	肝硬変
164.8万人	3.3万人	104.0万人	1,010.8万人	316.6万人	29.6万人	5.4万人

延べ総患者数 約1,634万人

*厚生労働省「患者調査」(平成26年)

Point 1 「がん」はもちろん「6大疾病」にも一時金で備える!

「がん」「6大疾病」で所定の状態のとき、まとまった一時金(最高500万円)をお受け取りいただけます。

Point 2 一時金無制限は1年に1回、回数でお受け取り可能!

「がん」「6大疾病」ごとにそれぞれ1年に1回、回数無制限でお受け取りいただけます。

Point 3 がんに対する継続治療に備える!(がん治療特約)

がんの治療(入院・手術・放射線治療・抗がん剤治療)を受けた月ごとに給付金をお受け取りいただけます。

初期の段階からあらゆる治療にご活用いただけます! 「がん」の再発等にもしっかり備えることができます! 「抗がん剤治療」等もカバーできます!

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17~18ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

7大疾病(初回)一時金、保険料払込免除の 対象となる所定の状態

日本人に多い7つの生活習慣病に、「分かりやすく」「初期の段階から」「幅広く」備えていただけます。

がん

- 「悪性新生物」と診断確定
- 「上皮内新生物」と診断確定



特徴1

診断確定された時点で対象です!
※2回目以降も診断確定で対象となります。

⚠️ 上皮内新生物は、保険料払込免除の対象外です。

急性心筋梗塞
拡張型心筋症

- 急性心筋梗塞の治療のため入院または手術
- 拡張型心筋症の治療のため入院または手術



特徴2

急性心筋梗塞・脳卒中等で入院や手術をした時点で対象です!

脳卒中 (くも膜下出血/脳梗塞/脳出血)
脳動脈瘤

- 脳卒中の治療のため入院または手術
- 脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと診断
- 脳動脈瘤が生じ、その治療のため手術★



★くも膜下出血を予防する手術
脳動脈瘤コイル塞栓術 クリップング術



特徴3

くも膜下出血の予防手術も対象です!

糖尿病

- 糖尿病を発病し、
 - ▶糖尿病性網膜症の治療のため手術
 - ▶糖尿病性壊疽の治療のため切断術

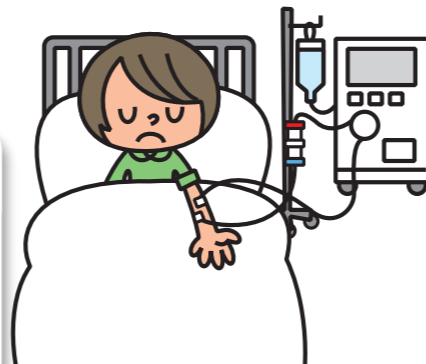


特徴4

糖尿病の合併症で所定の治療を受けた場合も対象です!

慢性腎不全

- 慢性腎不全を発病し、
 - ▶永続的な人工透析療法を開始
 - ▶腎移植手術



肝硬変

- 肝硬変を発病し、
 - ▶食道・胃静脈瘤が破裂したと診断
 - ▶食道・胃静脈瘤の治療のため手術
 - ▶肝移植手術



高血圧性疾患

- 高血圧性疾患を発病し、
 - ▶大動脈瘤等が破裂したと診断
 - ▶大動脈瘤等の治療のため手術



特徴5

高血圧性疾患による大動脈瘤の治療のための手術も対象です!

⚠️ がんを原因とする保障(保険料払込免除含む)の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
 ⚠️ 拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症による7大疾病一時金のお支払いは1回限りとなります。
 ※ 各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17~18ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

名称 支払事由等 支払限度等 支払金額等

主契約

がん	悪性新生物 上皮内新生物	<ul style="list-style-type: none"> 悪性新生物と診断確定 上皮内新生物と診断確定
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	<ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞の治療のため入院または手術 拡張型心筋症の治療のため入院または手術
脳卒中 脳動脈瘤		<ul style="list-style-type: none"> 脳卒中の治療のため入院または手術 脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと診断 脳動脈瘤が生じ、その治療のため手術
	糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病を発病し、 ▶糖尿病性網膜症の治療のため手術 ▶糖尿病性壊疽の治療のため切断術
慢性腎不全		<ul style="list-style-type: none"> 慢性腎不全を 発病し、 ▶永続的な人工透析療法を開始 ▶腎移植手術
	肝硬変	<ul style="list-style-type: none"> 肝硬変を 発病し、 ▶食道・胃静脈瘤が破裂したと診断 ▶食道・胃静脈瘤の治療のため手術 ▶肝移植手術
高血圧性疾患		<ul style="list-style-type: none"> 高血圧性 疾患を発病し、 ▶大動脈瘤等が破裂したと診断 ▶大動脈瘤等の治療のため手術

回数無制限

⚠がん・6大病
それぞれに
1年に1回を
限度

30万円～500万円

がん：7大疾病基準金額
6大疾病：7大疾病基準金額
×給付割合
(100%・50%・25%)

合わせて
30万円～500万円
の範囲内で設定できます。
(10万円単位)

**お支払限度は
1年に1回です。**

「がん」と「6大疾病」は
それぞれで判定します。

オプション

7大疾病 初回一時金	下記疾病により所定の状態に該当したとき	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">がん</th> <th rowspan="2">6大 疾病</th> </tr> <tr> <th>悪性新生物</th> <th>上皮内新生物</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	がん		6大 疾病	悪性新生物	上皮内新生物	○	○	○	1回限り	20万円～470万円
	がん		6大 疾病									
悪性新生物	上皮内新生物											
○	○	○										
がん治療給付金	がんの治療を目的とする 以下の治療を受けたとき	<ol style="list-style-type: none"> 入院 手術 放射線治療 抗がん剤治療 	通算給付倍 120倍限 率 度	がん治療給付金月額5万円の場合 治療を受けた月ごとに 抗がん剤治療 (ホルモン療法を除きます) 5万円 入院・手術・放射線療法・ ホルモン療法 2.5万円								
	保険料払込免除	下記疾病により所定の状態に該当したとき	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">がん</th> <th rowspan="2">6大 疾病</th> </tr> <tr> <th>悪性新生物</th> <th>上皮内新生物</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </table>	がん		6大 疾病	悪性新生物	上皮内新生物	○	—	○	以後の 保険料はいただきません
がん		6大 疾病										
悪性新生物	上皮内新生物											
○	—	○										
先進医療給付金 先進医療見舞金	所定の先進医療による 療養を受けたとき		1回 450 万円 通算 2,000 万円 1回 45 万円 通算 200 万円	先進医療にかかる 技術料と同額 先進医療給付金の 10%相当額								

**一生
生涯
保障**

(7大疾病基準金額)

がん100% 上皮内新生物も同額

6大疾病100%

6大疾病50%

6大疾病25% がんに対する保障を確保しながら、6大疾病の給付割合を変更できます!

ご契約時に7大疾病基準金額(がんに対する給付金額)をもとに6大疾病の給付割合をご選択いただけます。

**がんの治療方法に
応じて月ごとに給付金が
受け取れます。**

がん治療 給付金月額に 対する治療 方法ごとの 給付倍率	1日以上入院	0.5倍
	手術	0.5倍
	放射線治療	0.5倍
	抗がん剤 治療	ホルモン療法 上記以外 1.0倍

※がん治療特約の詳細は9~10ページへ

⚠がんを原因とする保障(保険料払込免除含む)の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17~18ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

ニーズにあわせて、保障金額・付加するオプション等を自由に設計できます!

プラン詳細

主契約 7大疾病基準金額100万円(1234)

オプション 7大疾病初回一時金100万円(2)

がん治療給付金5万円(がん診断一時金給付倍率0倍)(23)

保険料払込免除(23)、先進医療(1234)

保険料 払込期間:終身、月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

保険料
(単位:円)

支払事由

1 基本プラン

●6大疾病 100%

7大疾病に 一時金で備える
基本プランです。

年齢	20歳	30歳	40歳
男性	1,726	2,486	3,716
女性	1,666	2,156	2,846

2 充実プラン

●6大疾病100%
●7大疾病初回一時金特約
●がん治療特約

がんと6大疾病にしっかり
備えるプランです。

年齢	20歳	30歳	40歳
男性	3,394	4,935	7,594
女性	3,584	4,799	6,496

3 がん重点プラン

●6大疾病50%
●がん治療特約

がん到手厚く備える
プランです。

年齢	20歳	30歳	40歳
男性	2,364	3,395	5,204
女性	2,474	3,309	4,476

4 シンプルプラン

●6大疾病25%

お手頃な保険料で
7大疾病に備えるプランです。

年齢	20歳	30歳	40歳
男性	1,426	2,066	3,086
女性	1,486	1,946	2,546

主契約	7大疾病保険 (返戻金なし型)S	7大疾病一時金 (がん)	がん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたとき	1回につき 100 万円	1回につき 100 万円	1回につき 100 万円	1回につき 100 万円
		7大疾病一時金 (6大疾病)	急性心筋梗塞・拡張型心筋症、脳卒中・脳動脈瘤、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、高血圧性疾患により所定の状態に該当したとき	1回につき 100 万円 ※7大疾病 基準金額の100%	1回につき 100 万円 ※7大疾病基準金額の100%	1回につき 50 万円 ※7大疾病基準金額の50%	1回につき 25 万円 ※7大疾病基準金額の25%
オプション(特約・特則)	7大疾病 初回一時金特約 (返戻金なし型)S	7大疾病初回一時金	がん(悪性新生物・上皮内新生物)、急性心筋梗塞・拡張型心筋症、脳卒中・脳動脈瘤、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、高血圧性疾患により所定の状態に該当したとき(1回限り)	—	100 万円	—	—
	がん治療特約 (返戻金なし型)S	がん治療給付金	がんの治療を目的として、入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療を受けたとき	—	治療を受けた月ごとに 2.5 万円もしくは 5 万円	治療を受けた月ごとに 2.5 万円もしくは 5 万円	—
	保険料払込免除 特則	保険料払込免除	悪性新生物(上皮内新生物含まず)、急性心筋梗塞・拡張型心筋症、脳卒中・脳動脈瘤、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、高血圧性疾患により所定の状態に該当したとき	—	適用する	適用する	—
	先進医療特約 (返戻金なし型)S	先進医療給付金 先進医療見舞金	所定の先進医療による療養を受けたとき	付加 する	付加する	付加する	付加する

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17~18ページ)」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

抗がん剤治療等、継続的にかかる「がんの3大治療」等の費用をご準備いただけます。

**がん治療特約
(返戻金なし型) S**

「がん治療給付金」

【取扱金額】

- ・がん治療給付金月額
3万円～10万円(1万円単位)

支払事由

がんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき

- (1) 1日以上入院
- (2) 手術
- (3) 放射線治療
- (4) 抗がん剤治療



がんの3大治療に加え、入院もカバーします

がんの
3大治療

手術

放射線
治療

抗がん剤
治療

入院

保障内容等

主契約の保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保障を開始します。

- 治療を受けた月ごとにがん治療給付金(がん治療給付金月額×給付倍率)をお支払いします。
- がんの治療方法により、給付倍率が異なります。

1日以上入院		0.5倍
手術		0.5倍
放射線治療		0.5倍
抗がん剤治療	ホルモン療法	0.5倍
	上記以外	1.0倍

- がん治療給付金の支払事由に該当する治療を同じ月に複数回または複数月分受けた場合でも、その治療のうち、最も高い給付倍率が適用される金額を上限として、がん治療給付金をお支払いします。^(注)
- がん治療給付金の支払対象となる手術・放射線治療には所定の要件があります。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方を行います。
- がん治療給付金のお支払いは、がん治療給付金の給付倍率を通算して120倍を限度とします。
- 通算限度に到達したとき、この特約は消滅します。(がん診断一時金給付倍率0倍の場合)

「がん診断一時金」付タイプ(※)を選択することも可能です。

※がんに対する 診断一時金保障(がん治療給付金月額×所定の給付倍率)が追加されたタイプ



「がん診断一時金」

支払事由

がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき

保障内容等

主契約の保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保障を開始します。

- 支払事由に該当したときに、がん治療給付金月額×給付倍率をお支払いします。
- がん診断一時金の給付倍率は、0倍・5倍・10倍より、ご契約時にご選択いただけます。(0倍をご選択いただいた場合は「がん診断一時金」のお支払いはありません)
- 1年に1回の支払限度があります。(支払回数は無制限です)

お受け取りイメージ (がん治療給付金月額5万円・がん診断一時金給付倍率0倍の場合)

-1月目-

入院・手術

2.5万円

給付倍率0.5倍

-2月目-

抗がん剤治療

(ホルモン療法以外)

5万円

給付倍率1.0倍

-3月目-

抗がん剤治療

(ホルモン療法以外)

5万円

給付倍率1.0倍

最大
600万円※

※通算して給付倍率120倍までお支払いした場合

(注) 同じ月に複数の治療を受けたときの例

● 抗がん剤治療(ホルモン療法) → **0.5倍** × 5万円 = **2.5万円**

● 放射線治療
● 抗がん剤治療(ホルモン療法以外) → **1.0倍** × 5万円 = **5万円**

● 抗がん剤治療(ホルモン療法以外)
● 抗がん剤治療(ホルモン療法以外) → **1.0倍** × 5万円 = **5万円**

(黒) 給付倍率0.5倍、(赤) 給付倍率1.0倍 がん治療給付金月額5万円の場合

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「ご留意いただきたい事項(17～18ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

Q1 「7大疾病一時金」が、「がん」と「6大疾病」で、それぞれ「1年に1回」が支払限度とはどういうことですか？

「がん」と「6大疾病」はそれぞれで支払限度を判定します。
2回目以降のお受け取りは以下のとおりです。

ケース1	<p>がん診断確定 → 1年経過 → がん診断確定</p> <p>★</p>	<p>原発病巣、再発・転移病巣いずれも対象です。</p>
ポイント	1年経過後、がん診断確定された段階でお受け取りいただけます。入院により診断確定された場合、通院により診断確定された場合のいずれにおいても対象となります。	
ケース2	<p>急性心筋梗塞で手術 → 1年経過 → 急性心筋梗塞で入院</p> <p>★</p>	<p>新たに発病した急性心筋梗塞のとき。</p>
ポイント	1年経過後、新たに発病した急性心筋梗塞で入院した段階でお受け取りいただけます。	
ケース3	<p>がん診断確定 → 1年経過 → がん入院</p> <p>★</p>	
ポイント	がんの治療のために入院していれば、1年を経過した段階でお受け取りいただけます。	
ケース4	<p>肝硬変で食道静脈瘤破裂 → 1年経過 → がん診断確定</p> <p>★</p>	<p>「6大疾病」でお受け取りいただいた後も、「がん」に対する保障は途切れません。</p>
ポイント	「がん」と「6大疾病」それぞれお受け取りいただけます。	

○
お受け取り
いただけます

ケース5	<p>がん診断確定 → 1年経過 → がん診断確定</p> <p>×</p>	<p>ただしその後入院し、1年経過後も継続入院している場合はお受け取りいただけません。</p>
ポイント	2回目の診断確定が、1年を経過していないため、お受け取りいただけません。	
ケース6	<p>急性心筋梗塞で手術 → 1年経過 → 脳卒中で手術</p> <p>×</p>	
ポイント	「6大疾病」はまとめて判定しますので、1年以内はお受け取りいただけません。	

×
お受け取り
いただけません

Q2 すべてのがんが「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

「上皮内新生物」を含むすべての「がん」が対象となります。



Q3 すべてのがんが「保険料払込免除」の対象となりますか？

「保険料払込免除特則」を適用した場合、「悪性新生物」が保険料払込免除の対象となります。「上皮内新生物」は対象となりません。

Q4 がん診断確定され、入院・手術をしない場合でも、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

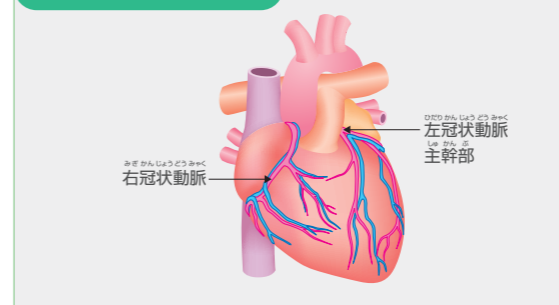
がん診断確定された場合は、入院・手術の有無を問わず対象となります。なお、入院により診断確定された場合、通院により診断確定された場合のいずれにおいても対象となります。

Q5 「急性心筋梗塞」は、どのような場合にお支払対象となりますか？
「脳卒中」は、どのような場合にお支払対象となりますか？

<急性心筋梗塞>

「治療のための入院を開始または手術を受けた時点」で対象となります。（「労働制限を必要とする状態が継続」等の要件はありません）

「心臓」の模式図

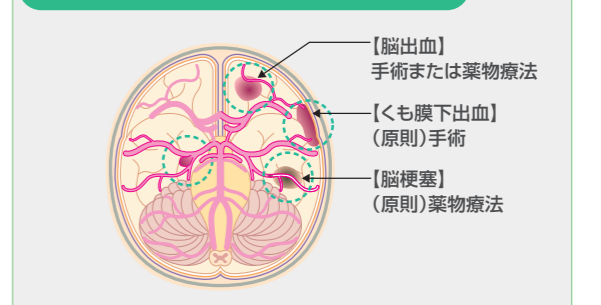


心筋梗塞は、心臓を動かしている筋肉に栄養や酸素などを運んでいる血管（冠動脈）に原因があって起こる病気です。

<脳卒中（くも膜下出血・脳梗塞・脳出血）>

「治療のための入院を開始または手術を受けた時点」で対象となります。（「後遺症が継続」等の要件はありません）

「脳卒中」のイメージ図・治療方法



脳卒中とは「くも膜下出血」「脳梗塞」「脳出血」をさします。

Q6 ホルモン療法で通院し、3か月分の投薬を受けた場合、「がん治療給付金」はいくら受け取れますか？

（がん治療給付金月額5万円の場合）

がん治療給付金月額の0.5倍（2.5万円）をお受け取りいただけます。

※抗がん剤による治療については、その投薬期間に関わらず、その処方せんの交付日のみが支払対象となります。

保険料表[男性]

保険期間：終身
保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

保険料払込免除特則「適用」

保険料表[男性]

保険期間：終身
保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

保険料払込免除特則「非適用」

Table with columns for age (契約年齢), main contract (主契約), and special contract (特約). It lists monthly premiums for various age groups from 15 to 80, categorized by contract type and benefit level.

*無配当がん治療特約(返戻金なし型)S がん治療給付月額5万円(がん診断一時金給付倍率0倍) (単位:円)

Table with columns for age (契約年齢), main contract (主契約), and special contract (特約). It lists monthly premiums for various age groups from 15 to 80, categorized by contract type and benefit level, under the 'Non-Applicable' rule.

*無配当がん治療特約(返戻金なし型)S がん治療給付月額5万円(がん診断一時金給付倍率0倍) (単位:円)

保険料表[女性]

保険期間：終身
保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

保険料払込免除特則「適用」

Table with columns for age (契約年齢), main contract (主契約), and special contract (特約). It lists monthly premiums for various age groups from 15 to 80, categorized by contract type and benefit options.

*無配当がん治療特約(返戻金なし型)S がん治療給付月額5万円(がん診断一時金給付倍率0倍) (単位:円)

保険料表[女性]

保険期間：終身
保険料払込方法：月払(口座振替扱・クレジットカード扱)

保険料払込免除特則「非適用」

Table with columns for age (契約年齢), main contract (主契約), and special contract (特約). It lists monthly premiums for various age groups from 15 to 80, categorized by contract type and benefit options.

*無配当がん治療特約(返戻金なし型)S がん治療給付月額5万円(がん診断一時金給付倍率0倍) (単位:円)

ご留意いただきたい事項

お取り扱い(募集代理店によって異なります)

	7大疾病保険(返戻金なし型)S	7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S	がん治療特約(返戻金なし型)S
取扱金額	30万円～(10万円単位)	20万円～(10万円単位)	3万円～10万円(1万円単位)
告知書扱いの最高取扱金額*	7大疾病基準金額、7大疾病初回一時金額を合計して15～59歳…500万円まで 60～80歳…300万円まで		10万円
契約年齢	15～80歳		
保険期間	終身		
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)／終身払／10年払込満了(保険契約者が法人に限りです)		
保険料払込方法	口座振替扱(月払・年払)、クレジットカード扱(月払)		
最低保険料	月払:800円 年払:8,800円 (付加特約の保険料を含みます)		

* 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

保障内容

無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S

無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S

以下の支払事由に該当したときに、7大疾病一時金・7大疾病初回一時金をお支払いします。

		支払事由	
6 大 疾 病	がん	・がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	
	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞・拡張型心筋症で1日以上入院をしたとき ・急性心筋梗塞・拡張型心筋症の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中中で1日以上入院をしたとき ・脳動脈瘤が破裂したとき	・脳卒中中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ・脳動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき	
	肝硬変	・肝硬変による食道・胃静脈瘤が破裂したとき ・肝硬変による食道・胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ・肝硬変の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき	
	糖尿病	・糖尿病による糖尿病性網膜症の治療を直接の目的として所定の手術を初めて受けたとき ・糖尿病による糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手指以上または1足指以上について所定の切断術を受けたとき	
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤が破裂したとき ・高血圧性疾患による(解離性)大動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	

- 同時期にがんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。また同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。
- 7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)Sの7大疾病初回一時金の支払いは1回限りです。

〈7大疾病一時金の2回目以降のお支払いについて〉

がんによる7大疾病一時金、6大疾病による7大疾病一時金それぞれについて、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したときは、新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金をお支払いします。

※ 拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。

※ 急性心筋梗塞、脳卒中については新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、大動脈瘤、解離性大動脈瘤については新たに生じていることが必要となります。

※ がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんと診断されたとき7大疾病一時金をお支払いします。

※ がんによる7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。

※ 6大疾病による7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中中の治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中中の治療を直接の目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。

無配当先進医療特約(返戻金なし型)S

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	1回の療養:450万円 / 通算:2,000万円
先進医療見舞金		先進医療給付金の10%相当額	1回の療養:45万円 / 通算:200万円

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。

- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

無配当がん治療特約(返戻金なし型)S

	支払事由	支払金額	支払限度
がん治療給付金	がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・1日以上入院 ・手術 ・放射線治療 ・抗がん剤治療	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額×給付倍率*1	通算:120倍
がん診断一時金	がんと診断確定されたとき	がん治療給付金月額×契約時に選択した給付倍率*2	無制限(1年に1回限度)

*1 1日以上入院・手術・放射線治療・抗がん剤治療(ホルモン療法)のとき0.5倍、抗がん剤治療(ホルモン療法以外)のとき1.0倍

*2 がん診断一時金の給付倍率は、0.5・10倍より、契約時に選択いただけます。

- がん治療給付金の支払事由に該当する治療を同じ月に複数回または複数月分受けた場合でも、その治療のうち、最も高い給付倍率が適用される金額を上限として、がん治療給付金をお支払いします。
- がん治療給付金の支払対象となる手術・放射線治療には所定の要件があります。
- がん治療給付金の支払事由に該当する手術が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術のときは、最初の手術日のみを支払対象となる手術日とします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療は、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法(ホルモン療法)」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤(ホルモン剤を含む)の投与または処方を行います。
- がん診断一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内にがんの診断確定を受けたときは、がん診断一時金をお支払いしません。
- 被保険者が、同時期にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

保険料払込免除特則

- 「保険料払込免除特則」を適用することで、悪性新生物(上皮内新生物を含みません)と診断確定、または6大疾病で所定の状態に該当したとき以後の保険料のお払込みが免除となります(保険料払込免除事由に該当する所定の状態は、3～4ページを確認ください)。

その他

- ご契約後の給付金等の中途付加・増額、保険料払込免除特則の取消・適用は取り扱いません。
- 日帰り入院(0泊1日)とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「がん治療特約(返戻金なし型)S」「先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

保障の責任開始の時について

責任開始に関する特約Sを付加した場合	お申し込み・告知(診査)が完了したとき
上記以外の場合	お申し込み・告知(診査)・第1回保険料相当額のお払込みが完了したとき



「7大疾病保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「がん治療特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特則」の**がんを原因とする保障の責任開始の時は、主契約の保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日**となります。**がんを原因とする保障の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、「7大疾病保険(返戻金なし型)S」(付加特約を含みます)は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。**

解約返戻金について

- 解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約の7大疾病基準金額の10%の解約返戻金があります。

死亡給付金について

- 死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約の7大疾病基準金額の10%の死亡給付金があります。

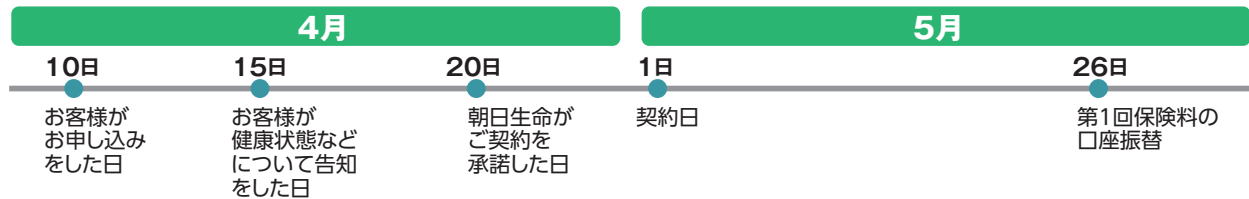
保険料お払込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に口座振替等の方法により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料お払込みの猶予期間とします。
- お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

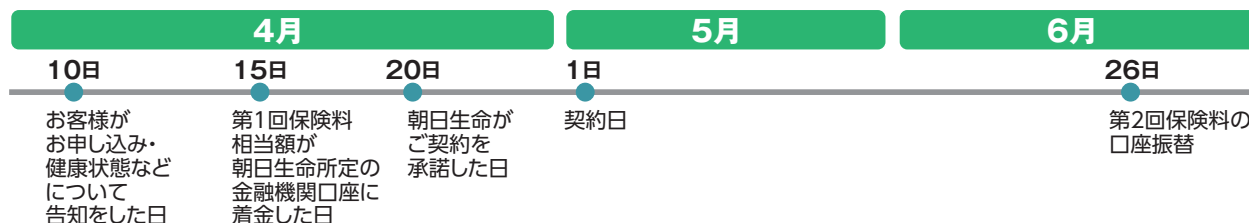
ご契約にあたって

保険料のお払込みについて(月払口座振替扱・例)

「責任開始に関する特約S」を付加した場合



上記以外の場合



※保険料口座振替日は、毎月26日(一部金融機関は27日、金融機関休業日のときは翌営業日)となります。

※振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、翌月の保険料とともに振り替えます。

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にもなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただけますようお願いいたします。また、特に重要な事項については、「契約概要」・「注意喚起情報」・「お申込内容控」もあわせてご確認ください。

〔ご契約のしおり・約款〕記載事項の例

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態などの告知義務について
- 保障の責任開始の時について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と返戻金について

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター ☎0120-360-567 までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- 「スマイルセブンSuper」の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。ご契約の主体は、お客さまと朝日生命保険相互会社になり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは朝日生命保険相互会社が行います。募集代理店は、引受保険会社である朝日生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。
- 「スマイルセブンSuper」は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店

引受保険会社

朝日生命保険相互会社

本社 / 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
ホームページアドレス / <https://www.asahi-life.co.jp>

☎0120-360-567

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く)

☎朝日A-30-258(31.2.19)代事[190146](2019.4)OT